

岩倉市自治基本条例及び市民参加条例に関する
検証結果報告書

平成30年8月

岩倉市自治基本条例審議会

目 次

1	はじめに	1
2	岩倉市自治基本条例推進状況	2～32
	(1) 岩倉市自治基本条例推進状況の検証の方法	3
	(2) 岩倉市自治基本条例推進状況の概要	3
	(3) 岩倉市自治基本条例推進状況	4～32
3	岩倉市市民参加条例推進状況	33～68
	(1) 岩倉市市民参加条例推進状況の検証の方法	34
	(2) 岩倉市市民参加条例推進状況の概要	34
	(3) 岩倉市市民参加条例推進状況	35～68
4	岩倉市自治基本条例審議会に関する資料	69～71
	(1) 岩倉市自治基本条例審議会の組織及び運営に関する条例	69～70
	(2) 岩倉市自治基本条例審議会委員名簿	70
	(3) 岩倉市自治基本条例審議会開催概要 (日程・内容)	70～71

1 はじめに

岩倉市では、自治の基本原則を定め、市民、議会及び執行機関の役割や責務等を明らかにし、協働によるまちづくりを推進することによって、市民を主体とした自治の実現を図ることを目的に、平成 25 年 4 月 1 日に岩倉市自治基本条例を施行しました。この条例は、岩倉市が定める最高規範であり、市民、議会及び執行機関は、自治を推進するに当たっては、この条例を遵守するものとされています。そして、その実効性を確保するために、第 25 条において市長の附属機関として、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」といいます。）を置き、この条例を検証するものとしています。また、第 10 条において、市民の市政及びまちづくりへの参加を推進するために多様な参加の機会と、参加しやすい環境の整備に努めるものとしています。この一環として岩倉市が平成 28 年 4 月に施行した岩倉市市民参加条例は、第 25 条において、その推進について審議会で検証するものとしています。

平成 25 年 4 月に審議会が設置されてから 6 年目となる今年度は全 4 回開催しました。

自治基本条例については、昨年度に引き続き、現状と課題を明らかにした上で、各条文の主旨に基づく推進状況の確認と岩倉市政全体が自治基本条例の目指す方向性に沿っているかの検証を行いました。

市民参加条例については、各条文の規定の内容に基づいて、それぞれの規定に関わる事業の実施状況や公表状況、支援の実績などについて検証しました。

今後よりいっそう、これらの条例自体について職員及び市民に理解を図っていくと同時に未策定の条例が成就いたしますことを祈っております。

審議会の議論やこの報告が、その一助となり、この条例により市民、議会及び執行機関の協働がより推進され、岩倉市のまちづくりの発展につながることを強く切望します。

岩倉市自治基本条例

（実効性の確保）

第 25 条 市長は、市政がこの条例に基づいて行われているかどうかを検証し、その結果を公表するとともに、協働によりその改善に努めるものとします。

2 市長は、この条例が社会情勢又は岩倉市の状況に適しているかどうかを、5 年を超えない期間ごとに協働により検証し、その結果に基づいて、必要な措置を講じるものとします。

3 市長は、市長の附属機関として、この条例を検証し、市民自治によるまちづくりに関する基本的事項について審議するため、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」といいます。）を置きます。

4 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。

岩倉市市民参加条例

（審議会による検証）

第 25 条 この条例に基づく市民参加及び協働の推進についての検証は、自治基本条例第 25 条第 3 項に基づき設置される審議会により行うものとします。

岩倉市自治基本条例推進状況

(平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月)

2 岩倉市自治基本条例推進状況

(1) 岩倉市自治基本条例推進状況の検証の方法

自治基本条例の検証については、関係する各部署から提出された条例の推進のため資料を用いて、各条文の主旨に基づく推進状況とその見通しを確認し、岩倉市政全体が自治基本条例の目指す方向性に沿っているかの検証を行いました。今後においても、この推進状況を照らし合わせながら議論し、審議会として評価していきます。また、条例自体についても適宜検証し、検証結果に基づいて、必要な措置を講ずるものです。

(2) 岩倉市自治基本条例推進状況の概要

岩倉市自治基本条例の検証に関すること。

【条例の各規定に基づく事項の推進状況】

整理番号	該当条文	審議する内容	主管課
(1)ーア	第10条	市民参加による提案・意見の市政及びまちづくりへの反映	協働推進課
※1	第11条	市民自治活動の自主性及び自立性の尊重と活動支援	協働推進課
(1)ーイ	第12条	住民投票に関する条例	協働推進課
(1)ーウ	第14条	執行機関の組織・実効性のある職員研修・適正な人事評価	秘書企画課
(1)ーエ	第19条	法体系の整備・条例の制定・改廃の際の趣旨の公表	行政課
(1)ーオ	第21条	財源の確保並びにその効果的な配分及び効率的な活用・財政に関する計画の公表・財政状況の公表	行政課
(1)ーカ	第22条	行政評価の実施と結果の公表	秘書企画課
(1)ーキ	第23条	危機管理及び災害等緊急時のための必要な計画の策定	危機管理課
(1)ーク	第24条	地域資源の継承	環境保全課 商工農政課 生涯学習課

※1：市民参加条例の検証に代える事項として、目次「3 岩倉市市民参加条例推進状況（3）岩倉市市民参加条例推進状況 II 協働の推進に関する検証（2）市民自治活動への支援（65～68ページ）」にて検証

(3) 岩倉市自治基本条例推進状況

4ページ以降に掲載します。